

山梨県公報

第二千四百二十八号

平成二十六年

六月三十日

月曜日

三 水源の涵養
解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦
覧に供する。)

山梨県告示第二百一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道
路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務
所(峠北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十六年七月二十一日まで一
般の縦覧に供する。

平成二十六年六月三十日

山梨県知事 横内正明

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 延長(メートル) | 供用開始の期日 |
|------------------|--|-------|---------------------|---------|
| 県道 甲府昇仙峡 線 | 甲府市山宮町字米草二七四番地 先から 甲府市山宮町字米草三四〇番の一地先まで | 一六六・七 | 平成二十六 年六月三十 日 | |
| 二 路 線 名 | 笛吹市川三郷線 | | | |

山梨県告示第二百二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道
路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務
所において、この告示の日から平成二十六年七月二十一日まで一般の縦覧に供する。
平成二十六年六月三十日

山梨県知事 横内正明

| | | |
|------------------|---------|----|
| 区間 | 道路の種類 | 県道 |
| 二 路 線 名 | 笛吹市川三郷線 | |

一 解除に係る保安林の所在場所

南アルプス市中野字城山三二二の一・上市之瀬字中尾山一七六〇(以上二筆につ
いて次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

平成二十六年六月三十日

山梨県知事 横内正明

告示

山梨県告示第二百号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次によ
うに保安林の指定を解除する予定である。

平成二十六年六月三十日

山梨県知事 横内正明

一 解除に係る保安林の所在場所

南アルプス市中野字城山三二二の一・上市之瀬字中尾山一七六〇(以上二筆につ
いて次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

山梨県公報 第二千四百二十八号 平成二十六年六月三十日

山梨県告示第二百三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十六年七月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月三十日

山梨県知事 横内正明

| 区間 | | 上野原市秋山字神野六四五五番の一地先から | で |
|------|------|----------------------|-----------------|
| 新 | 旧 | 上野原市秋山字神野六四五五番の一地先ま | |
| 二五・九 | 二五・八 | 二五・八 | 敷地の幅員 (メートル) |
| 二九・三 | 二九・九 | 一・五 | 延長 (メートル) |
| | 一・五 | | |

山梨県告示第二百四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年六月三十日

山梨県知事 横内正明

三十一
三十二
三十三
三十四
三十五

同 同 同 同

同 同 同 同 同

三六番一

四 指定道路の延長
三七・三五メートル

公 告

- 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年六月三十日

山梨県告示第二百五号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年六月三十日

一 指定の年月日

平成二十六年六月三十日

二 指定道路の位置

上野原市上野原字ハサマ四一四八番六

三 指定道路の幅員

最大八・〇〇メートル 最小六・〇〇メートル

四 指定道路の延長

三八・七二メートル

山梨県告示第二百六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年六月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定の年月日

平成二十六年六月三十日

二 指定道路の位置

上野原市上野原字ハサマ四一四八番七

三 指定道路の幅員

最大八・〇〇メートル 最小六・〇〇メートル

三十一
三十二
三十三
三十四
三十五

同 同 同 同

同 同 同 同 同

三六番一

- 落札に係る借人物品等の名称及び数量

次とのおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年六月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 落札に係る借人物品等の名称及び数量

(一) 名称 インターネット関連機器

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
(一) 名称 山梨県企画県民部情報政策課
(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 平成二十六年五月八日

四 落札者の氏名又は名称及び住所
(一) 名称 NECキャピタルソリューション株式会社
(二) 住所 東京都立川市曙町二丁目二十番五号

五 落札金額 四千三百二万三千八百三十円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の六第一項の規定による公告を行つた日 平成二十六年三月二十七日

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年六月三十日
山梨県知事 横 内 正 明
一 申請のあつた年月日 平成二十六年六月二十三日
二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人富士山ふるさと研究会
 2 代表者の氏名 陰山 大和

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲斐市篠原三千一百十五番地八

4 定款に記載された目的

この法人は、環境問題、遺産資源とその保全の調査・研究に関する事業を行い、それらの情報提供を通して行政、企業、諸団体そして一般市民との連携を図り、自然、景観、歴史、文化を後世に末長く継承することに寄与することを目的とする。

3 縦覧期間 平成二十六年六月二十四日から同年八月二十三日まで

● 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十六年六月三十日

山梨県知事 横内正明

一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
 ノーリツ鋼機株式会社 代表取締役 西本博嗣

2 住所

和歌山県和歌山市梅原五百七十九番地の一

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (一) 名称 甲府国母再開発ビル
 (二) 所在地 山梨県甲府市国母五丁目二千百五十番地外

2 廃止前の店舗面積の合計

一万七百七十三平方メートル

3 廃止後の店舗面積の合計

店舗面積の合計を千平方メートル以下に変更する日

平成二十六年四月十七日

3 届出年月日

平成二十六年五月十九日

● 国土調査の成果の認証
 國土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとお

り国土調査の成果を認証した。
 平成二十六年六月三十日

山梨県知事 横内正明

一 調査を行った者の名称
 大月市

二 調査を行った時期
 平成十九年五月十七日から平成二十一年三月七日まで

三 成果の名称
 地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域
 大月市梁川町立野及び新倉の各一部

五 認証年月日
 平成二十六年六月二十四日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十六年六月三十日

山梨県知事 横内正明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 中巨摩郡昭和町紙漉阿原字前田一七一一番二、一七一一番四の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

| 公共施設の種類 | 位 置 及 び 区 域 |
|---------|-------------|
| 道路 | 次の図のとおり |

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 大阪府枚方市楠葉中町一番十号 河野 すみ江

公安委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジユネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によつて改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年六月三十日

山梨県警察本部長 真家悟

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 指紋情報管理システム
(二) 数量 一式

2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間 平成二十七年一月一日から平成三十一年十二月三十一日まで

4 借入場所 山梨県警察本部長が指定する場所

5 事務を担当する所属 山梨県警察本部刑事部鑑識課

三 一般競争入札の参加資格

1 一般競争入札の参加資格に記載した条件を全て満たす者であること。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

3 平成二十六年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十六年山梨県告示第九十七号）の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないことを。

5 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るもの）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第二百四十九条第一項の更生計画認可の決定があつた場合であつては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。

ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その

者に係る同法第二百七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 民事再生法附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十

二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。

8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第

二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてそ

の役員が暴力団員でないこと。

9 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。

10 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていること。

11 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。

12 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得ること。

13 12 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次の（一）から（四）までのいずれかに該当する者のいない法人であること。

（一）成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

（二）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

（三）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二百七十四条第一項の規定による命令又は同法第二百七十五条の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

（四）アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から平成二十六年八月六日（水）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで

3 提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県笛吹市石和町窪中島三百十二番地の四山梨県警察本部刑事部鑑識課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所 四の3に掲げる場所

- 2 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成二十六年七月三十日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに四の3に掲げる場所において直接交付する。
- 3 入札及び開札の日時及び場所
- (一) 日時 平成二十六年八月十一日（月）午後一時三十分
- (二) 場所 山梨県笛吹市石和町窪中島三百十二番地の四山梨県警察本部石和分庁舎
二階会議室
- 4 郵便又は信書便による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇六一〇〇三六山梨県笛吹市石和町窪中島三百十二番地の四山梨県警察本部刑事部鑑識課宛てに平成二十六年八月八日（金）午後一時までに到着するよう送付すること。
- 5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行つた入札、入札条件に違反した者の行つた入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行つた入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第一百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入であると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つたものを落札者とする。
- 六 その他
- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (一) 言語 日本語
- (二) 通貨 日本国通貨
- 2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
- 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第二百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
- 4 違約金の有無 有
- 5 前払金の有無 無

- 6 契約書作成の要否 要

- 7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、当該契約は解除することがある。

- 8 その他

- (一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなつた場合は契約を締結しない。また、この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (二) 詳細は、入札説明書による。

- (三) この入札に係る契約期間において、平成二十七年十月一日以後の消費税及び地方消費税の税率が変更された場合、契約金額の変更に係る協議を行つ場合がある。

- (四) 問合せ先 山梨県警察本部刑事部鑑識課（電話〇五五一二六一一一八六〇一）
※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Yamanashi Prefectural Police Information Management System for Fingerprints

1 Set

2 Date and time for tender

1:30PM August 11, 2014

3 Bureau in charge

Identification Division, Criminal Investigation Department,
Yamanashi Prefectural Police Headquarters 312-4 Kubonakajima
Isawa-cho Fuefuki-shi Yamanashi-ken 406-0036 Japan TEL 055-262-8601